

1 公共施設をめぐる背景と現状

(1) 本市における人口推移

わが国は、これまで経験のない少子高齢社会を迎え、社会を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想されます。本市においては、市制施行以来、順調な人口増加を続け、人口増加に見合った施策や公共施設の配置等を行ってきたところですが、全国的な少子高齢化は本市にとっても例外なく迫ってきています。

将来の人口推計では、令和 22 年には 63,053 人とされ、平成 22 年と比較すると約 9%の減少と、他の市町村と比較して減少幅は多くはありませんが、年少人口については約 40%、生産年齢人口については約 25%の減少が見込まれる一方、高齢人口については約 57%の増となり、人口構造が大きく変わることが予想されています。このことは、今後の税収の減と、扶助費など福祉に係る費用の増加が見込まれることとなり、本市における財政状況がますます厳しさを増すことを意味しています。

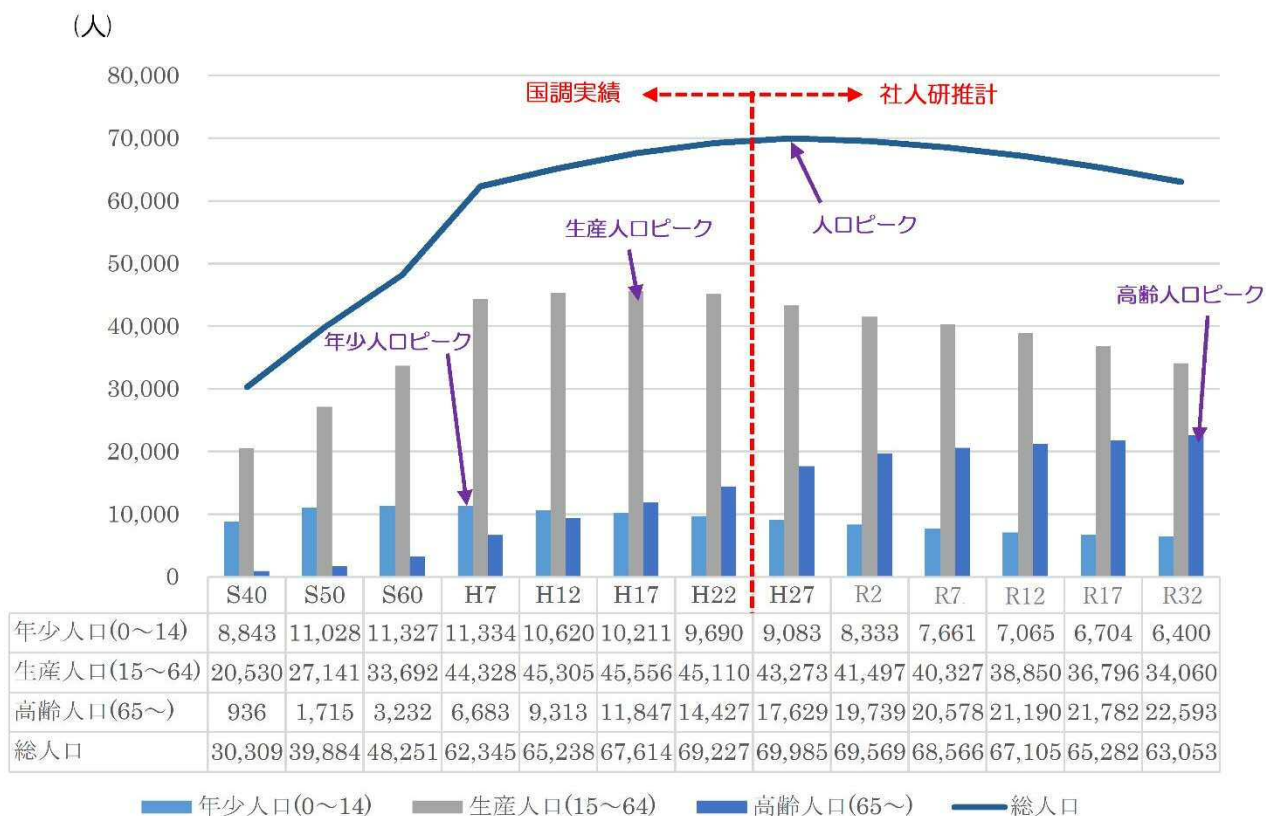


図 1 これまでの人口推移と今後の人口推計

出典：国勢調査(S40～H22)、国立社会保障・人口問題研究所推計(H27～R52)
 * 国勢調査において年齢不詳となっている人数を除く。

(2) 財政に及ぼす影響

人口減少は市財政にも大きな影響を与えることが予想されます。

将来の人口推計をもとに、市の財政構造が平成 22 年と同じであると仮定した場合の市の歳入は、平成 37 年から減少し、令和 22 年には平成 22 年と比較して約 21 億 7 千万円の歳入減となることが予想されます。

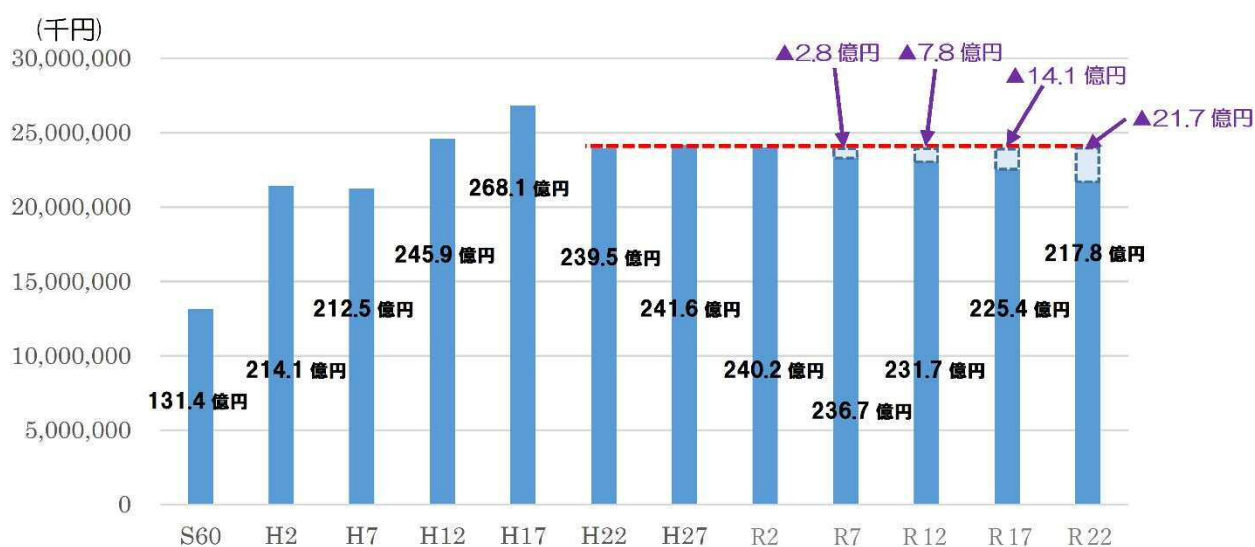


図 2 市の歳入の推移と今後の見込み

出典：決算カードによる実績値(S60～H22)、人口予想による推計値(H27～R32)

(3) 本市の公共施設の現状

① 財産の種類別の割合

財産の種類別の分類では、公共用財産（広く一般市民の利用に供する施設）の割合が 79%と一番多く、公用財産（市の事務の執行に必要な建物）が約 17%、普通財産（直接行政執行の利用に供さない施設）が約 4%となっており、一般市民の利用に供する施設が大多数となっています。

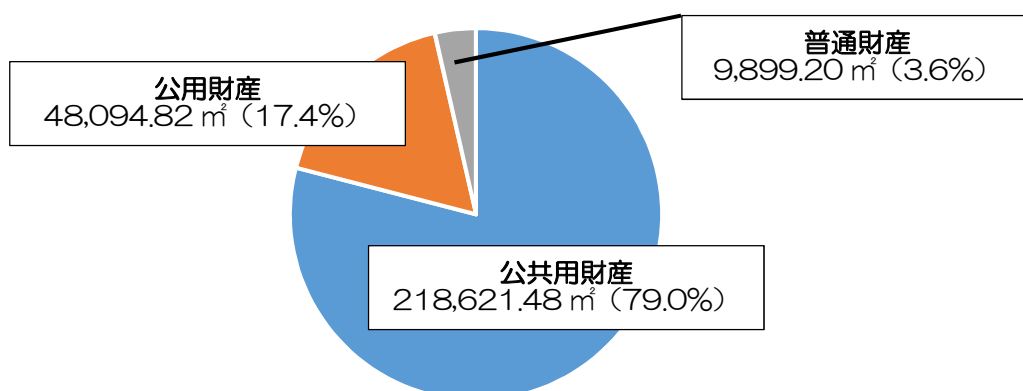


図 3 財産の種類別の割合

②建物の構造別の割合

建物の構造では、鉄筋コンクリート造や軽量鉄骨造などの木造以外の非木造建築物の割合が9割以上を占め、比較的堅牢な耐用年数の長い建物が大多数となっています。

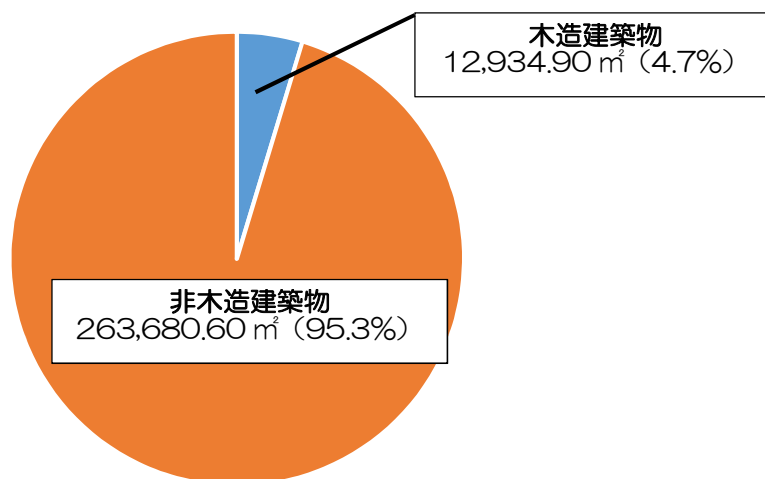


図4 建物の構造別の割合

③建物の建築からの経過年数

建物の建築年数を見ると、建築から30年を経過していない建物の割合が51%、建築から30年以上経過している建物が49%となっており、半数の建物の老朽化が進んでいることがうかがえます。また、40年以上経過している建物が2割弱となっており、早急な対策が必要な建物を数多く所有しています。

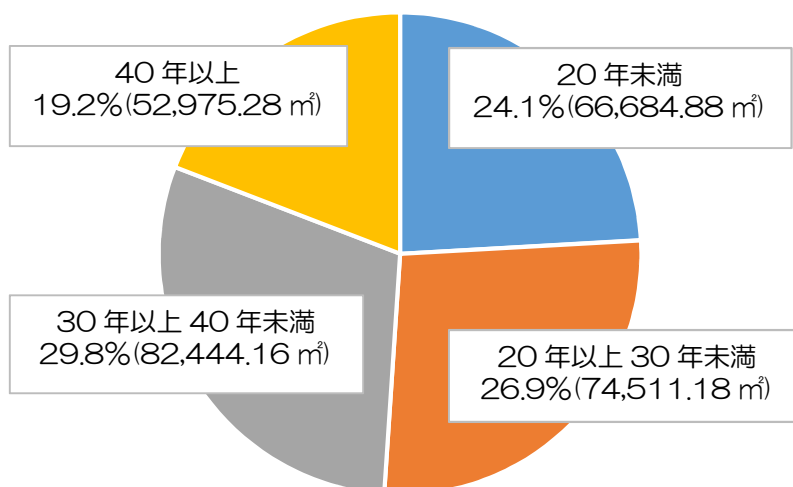


図5 建築年別の割合

④建物の用途別の割合

建物を用途別に7つに分類した場合のそれぞれの床面積での割合を見ると、市営住宅が30.4%と最も大きく、次いで小学校や中学校、給食センターなどの学校教育関係施設が29.8%となっており、この2つの分類の施設だけで、建物の総床面積の約60%を占めています。

また、市民会館や地区会館、町内会活動で 사용되는地域会館や、夢創館・図書館などの社会教育関係施設、総合体育館などのスポーツ施設は、約14%の割合となっています。上下水道やごみ処理関連施設などの市民生活に直結するインフラ関係施設も1割程度の割合となっています。

一方、市役所庁舎などの行政関係施設については約5%、その他の施設（普通財産として貸し出し等を行っている施設）は約6%と、市民の利用に供する施設が全体の9割程度を占めています。

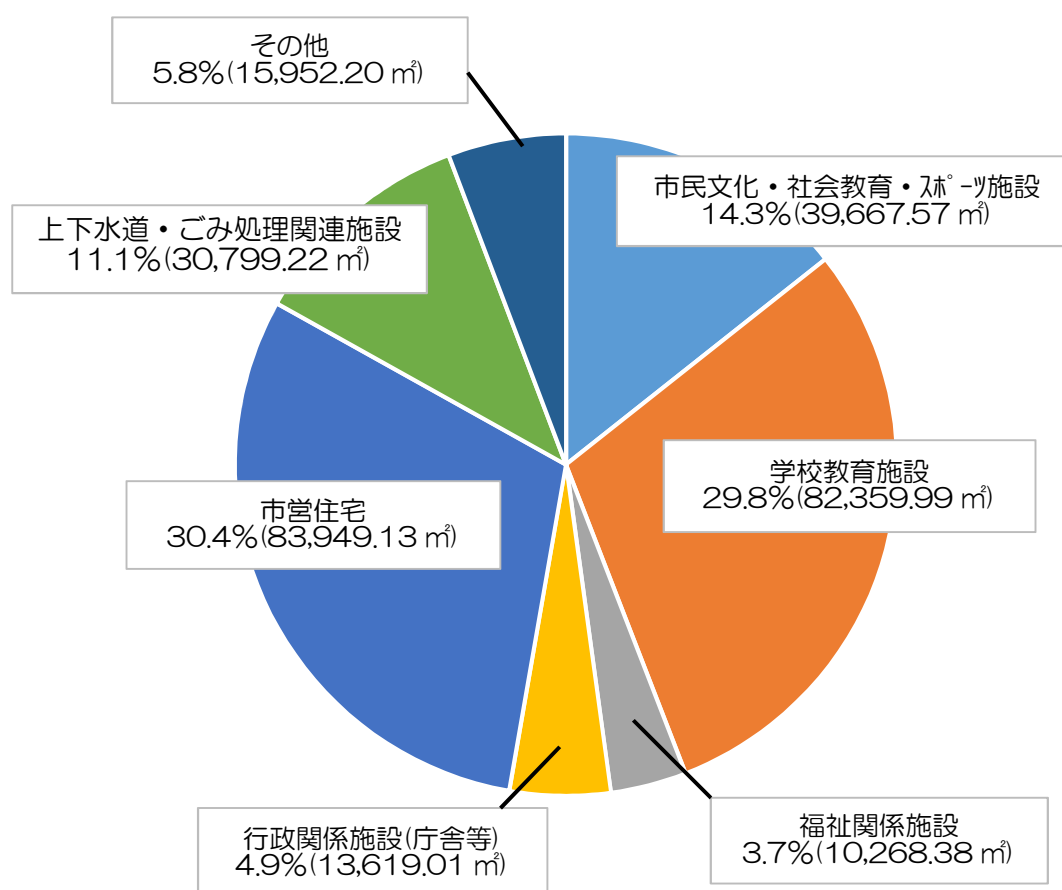


図6 建物の用途別の割合

⑤建物の耐震化の割合

耐震性については、耐震改修を実施したものや耐震診断により耐震性が確保されている建物（耐震性あり）の割合は約 19%、昭和 56 年（1981 年）6 月の建築基準法による耐震基準により建築された建物（耐震性みなし）の割合は約 56%となっており、約 75%の建物が一定程度の耐震性があるとみなすことができます。一方で、昭和 56 年（1981 年）6 月以前に建築された建物（耐震性なし）が約 25%あり、耐震性の面で不安を抱えている建物も数多く保有しています。

注)「耐震性なし」と分類した建物には、昭和 56 年の建築基準法改正により耐震改修を要するとされた構造や床面積の基準に満たない建物も含む。

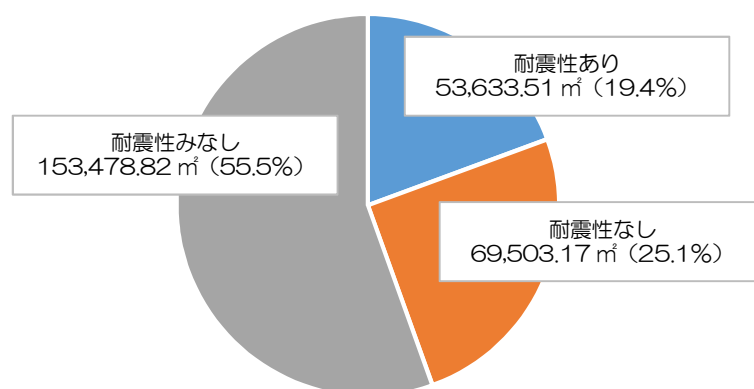


図 7 建物の耐震化の割合

⑥建物の建築年別の分布状況

次ページのグラフを見ると、建築面積の多い年が 6 箇所あることがわかります。建築後 30 年以上では、昭和 54 年（1979 年）が約 25,000 ㎡、昭和 49 年（1974 年）・昭和 55 年（1980 年）が約 13,400 ㎡となっています。市制施行後、社会資本整備を急速に進めてきたことがわかります。建築後 30 年未満では、昭和 60 年（1985 年）・平成 3 年（1991 年）が約 13,100 ㎡、平成 4 年（1992 年）が約 11,400 ㎡となっています。この時期は人口が急速に上昇した時期であり、それに見合った整備を進めたことがわかります。

用途別では、学校教育施設は全年代にわたり整備されていますが、30 年以上前に建設された施設が多数存在することがわかります。市民文化・スポーツ施設では、昭和 54 年（1979 年）に建築された市民会館をはじめ、昭和 60 年（1985 年）に建築された総合体育館などが 30 年以上を経過しています。

社会教育施設では、図書館、郷土資料館が 1990 年代に建築されており、老朽化対策を考える時期となっています。市営住宅についても全年代にわたり整備されてきていますが、寿団地や柏陽団地、旭団地の建築年が古く、老朽化が進んでいる現状となっています。

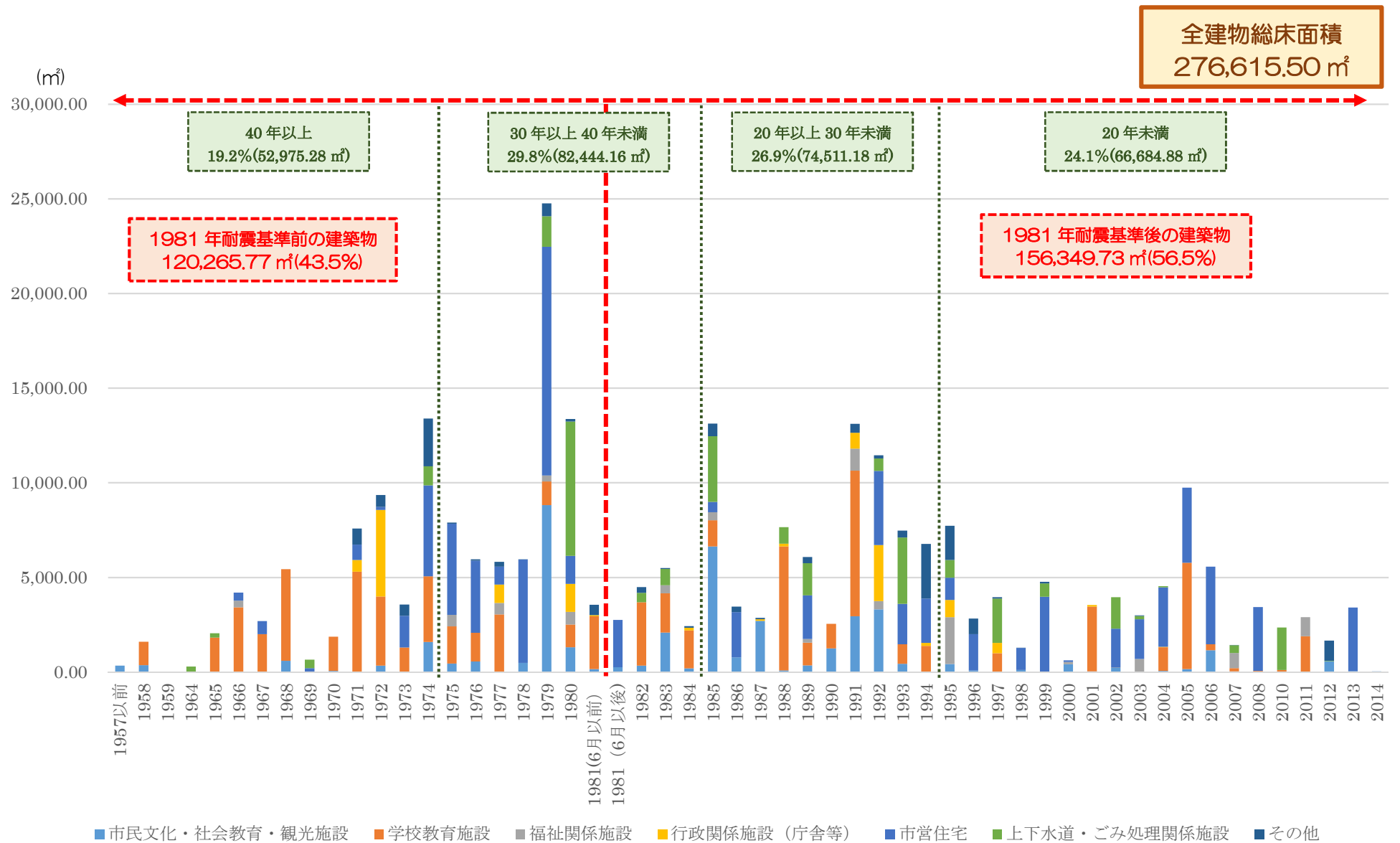


図8 建築年別の建物の分布

⑦インフラの整備状況

上下水道や道路、橋梁といった、いわゆるインフラに関する整備状況を見ると、人口規模に応じた整備が進められていることがわかります。道路の延長距離はほぼ横ばいで推移しているものの、橋梁整備については、昭和60年と平成25年を比較すると約2.2倍、上水道については約2.6倍、下水道については約2倍と、この時期において社会資本の整備が着実に進められてきたことがわかります。

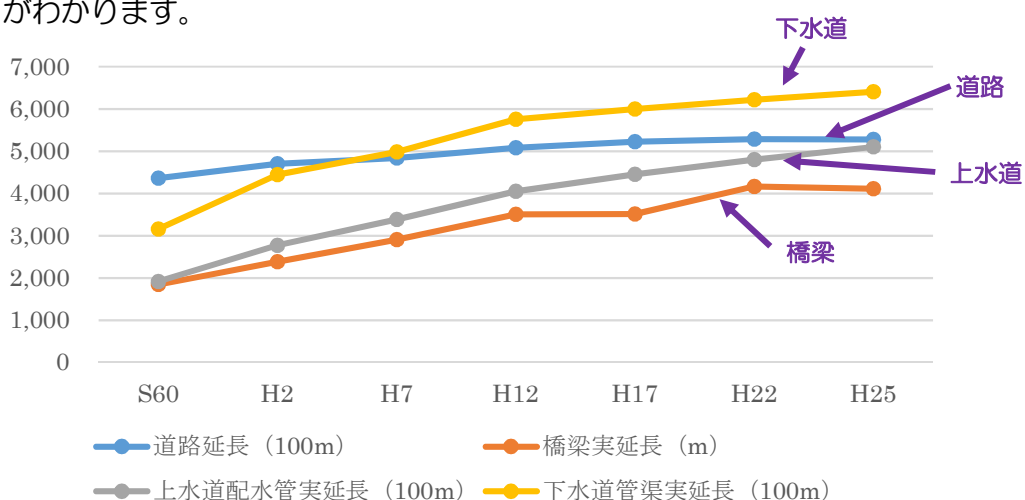


図9 インフラの整備状況

⑧将来の更新費用の推計

これらの現状を踏まえ、公共施設の将来の更新費用を推計したのが図10のグラフです。現在保有する資産をそのまま将来にわたり継続すると仮定した場合、平成27年(2015年)から令和31年(2049年)までの施設の更新費用の総額は、2,617.2億円、年平均74.8億円となります。

現在の財政規模が将来にわたって継続し、上下水道以外の施設整備費用である「普通建設事業費」のベースを33.93億円と仮定した場合、その額を上回る年があることが予想されます。

(億円)
140.00

更新費用総額(推計)
2,617.20 億円

120.00

100.00

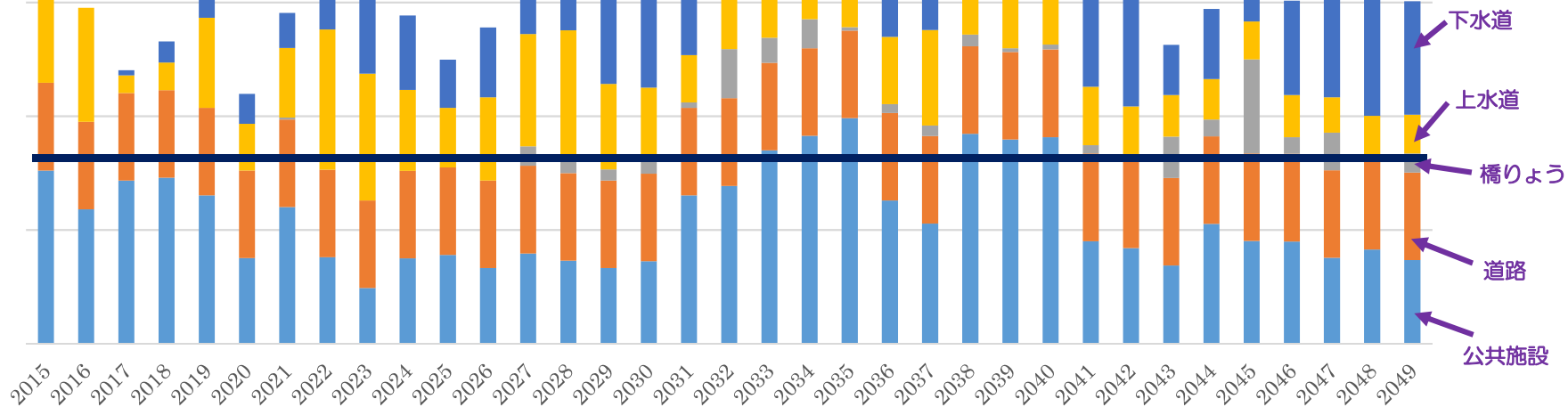
80.00

60.00

40.00

20.00

0.00



普通建設事業費(33.9 億円) 公共施設 道路 橋りょう 上水道 下水道

図 10 公共施設の更新費用の年次別の推計

【更新費用の推計について】

1 更新費用額の内訳（2015年～2049年）

種別	更新費用総額	1年あたりの更新費用額
公共施設・道路・橋梁	1,395.48 億円	39.87 億円
上水道・下水道	1,221.72 億円	34.91 億円
合計	2,617.2 億円	74.78 億円

2 普通建設事業費（上下水道除く）

H21	H22	H23	H24	H25	平均額
31.14 億円	35.47 億円	36.89 億円	26.49 億円	39.68 億円	33.93 億円

*各年度の決算額

「普通建設事業費」は、上下水道を除く公共施設・道路・橋梁に係る整備費用。公共施設・道路・橋梁の更新費用推計の年平均額 39.87 億円に対して、直近 5 年間の普通建設事業費の平均額が 33.93 億円となっており、現在の財政規模が今後も継続すると仮定しても、今後の更新費用をまかなうことが困難であることを示している。

※1 この推計は、総務省作成の「公共施設及びインフラ資産の更新費用の簡便な推計に関する調査票システム」により、平成 22 年（2010 年）現在に保有している資産について、平成 22 年（2010 年）から令和 31（2049 年）までの更新費用のうち、平成 27 年（2015 年）以降の分となっている。

※2 更新費用算定にあたっては、次のサイクルで施設等を更新することを前提としている。

- ・公共施設～建築後 30 年後に大規模改修、60 年後に建替え
- ・道路～舗装の打ち換えを 15 年で行うと仮定
- ・橋梁～法定耐用年数の 60 年で更新すると仮定
- ・上水道～法定耐用年数の 40 年で更新すると仮定
- ・下水道～法定耐用年数の 50 年で更新すると仮定

2 公共施設マネジメントの目的と基本的なスタンス

前項目で分析したとおり、本市における公共施設は、人口増とともに着実に整備をしてきたものの、建築から 30 年以上経過している建物を数多く所有しており、施設の老朽化対策や施設の更新の必要があります。しかし、少子高齢化による税収減や扶助費の増という、財政上厳しい状況にありながら、公共施設をこのまま維持すると多額の更新等に係る費用を捻出しなければならず、今の現状のままの公共施設の維持管理はもはや不可能といわざるを得ない状況になることが予想され、公共施設に対する統一的な運用や指針を定め、計画的な施設の維持管理を行う、という「マネジメント」の発想が必要となります。

本市においては、次の目的をもって公共施設のマネジメントを進めていくこととします。

公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合などを計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化のための公共施設の適正配置を実現する。

この目的を達成するため、本市における基本的なスタンスを次の 3 項目とします。

- ① この方針は、30 年後を見据えた公共施設のあるべき姿を示すものです。
- ② ハコモノといわれる「建物」のほか、道路・橋梁・上下水道のいわゆる「インフラ」を含めたすべての施設等を対象とし、聖域を設けない取り組みを行います。
- ③ この方針において公共施設整備について基本的な考え方や方向性を示すとともに、基本計画策定にあたっては、客観的な数値を用いたわかりやすいものとします。

3 基本方針

(1) 基本方針

前頁の目的・基本的スタンスに従い、下記の3点を基本方針として取り組みを進めます。

- 公共施設総量の削減・抑制
- 機能維持を主眼とした統廃合の推進
- 公共施設管理等の総合管理の一元化

① 公共施設総量の削減・抑制

公共施設の現状で示したとおり、全ての公共施設総量を維持することは不可能です。市が保有する施設の総量を削減するとともに、新規施設の建設にあたっては、様々な機能を集約した複合施設とすること、既存施設の建替えの際にはその周辺の施設の機能を集約させることを基本に、施設総量の削減と複合化を推進していきます。

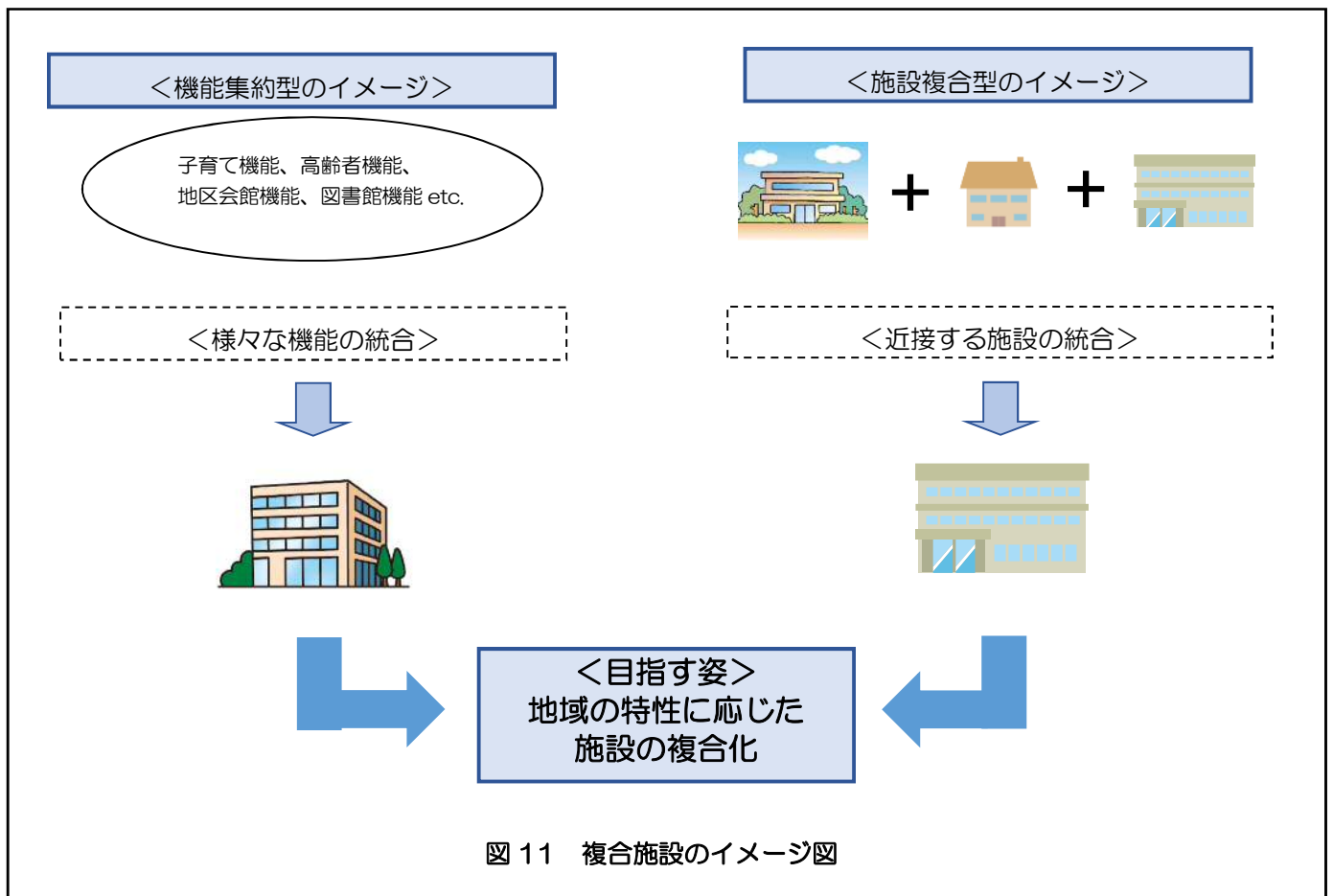


図 11 複合施設のイメージ図

②機能維持を主眼とした統廃合の推進

施設の統廃合の推進は、施設数を削減すること、つまりスリム化を目指すことで維持管理経費や更新費用の削減を目指すものであり、地域において必要な機能を削減することを目的とするものではありません。公共施設が有する機能は市民生活に不可欠なものであり、必要な機能の集約化を目指した公共施設管理を目指していきます。

③公共施設等の総合管理の一元化

公共施設への取り組みは、全庁あげて推進する必要があります。そのため、全庁的な取り組み体制の構築や情報管理、計画の進行管理を行うため、対応部署の一元化を図ります。

(2) 公共施設マネジメントによる期待できる効果と将来の姿

- コンパクトシティの推進とコミュニティの形成・維持
- 持続可能な自治体運営のための財政の健全化・効率化
- まちづくりの一環としての地域経済の活性化

公共施設マネジメントの目指すものは、施設数の削減によるサービス低下ではなく、少子高齢化社会において必要とされる機能の維持を図ることで、地域コミュニティの形成や維持に資するまちづくりを目指そうとするものです。このことは、「恵庭市都市計画マスタープラン」に示している、コンパクトなまちづくりとまちの集約化を図ることと同じ方向性です。

また、少子高齢化は、市の財政基盤の更なる健全化・効率化が求められることとなります。公共施設に係る更新費用や維持管理費用を抑制することが、本市における財政の健全化や効率化に資するために非常に重要な役割を担うこととなります。

さらに、施設統廃合後の遊休地の活用により、民間の宅地開発や住宅の建設など、地域経済の活性化や人口の維持など、まちづくりの一環として寄与するものと考えます。